

医療業務

医療クランク・看護補助者

補助者 補助金

宮城県 地域医療介護総合確保事業(医療分)補助金
医療業務補助者配置支援事業



宮城県内の一般病床を有する
病院が対象です (一部病院を除く)



補助対象の病院に補助者1人当たり最大 **144** 万円を補助します

※対象となる補助者の人数、採用月数、月額給与等の条件により交付決定額は異なります。

1

補助対象



- ① 地域医療支援病院
- ② 地域の中核的な病院
- ③ 一般病床を有する病院
(①・②及び公的医療機関、特定機能病院を除く)

2

補助金額



基準額 (月額・1人当たり)	対象人数	補助率
18万円	2人まで	2/3

3

補助対象経費



- 給料 ○ 職員手当等
- 報酬 ○ 法定福利費
- 賃金

4

対象にならない補助者

診療報酬の
医師事務作業体制加算
急性期看護補助体制加算
看護補助加算
を受けるために計上する補助者

ほかの補助金等が受けられる補助者



補助を希望する病院は
[補助要綱\(リンク\)](#)と
[実施要領\(リンク\)](#)を
必ず確認してください。

県HPはこちら



裏面

補助金交付額の計算例
補助事業のQ & A

補助金交付額の計算例

X病院に勤務する 補助者2人の例		補助者 Aさん	補助者 Bさん
月額給与	(あ)	15万円	19万円
雇用期間	(い)	R▲年4月1日 ～R▲+1年3月31日 ⇒12か月対象	R▲年8月9日 ～R▲+1年3月10日 ⇒8か月対象
基準額 18万円×(い)	(う)	18万円×12か月 ＝216万円	18万円×8か月 ＝144万円
補助対象額 (あ)×(い)	(え)	15万円×12か月 ＝180万円	19万円×8か月 ＝152万円
補助金額 (う)と(え)の少ない方を選定し 補助率2/3を掛ける		180万円×2/3 ＝120万円	144万円×2/3 ＝96万円
X病院への 補助金交付額		120万円 + 96万円 = <u>216万円</u>	

※交付する補助金額は予算の範囲内で調整を加えた額となる場合があります。

本補助事業のQ & A

Q この事業における「医療業務補助者」の定義は？

- A 医師・看護師・准看護師の業務のうち、医師、看護師免許等の資格を要する行為以外の業務を分担する者のことです。資格等の要件はありません。
医師の指示・指導に基づいて医師の事務的な作業補助を行う医療クラーク、
看護師・准看護師の指示・指導に基づいて作業を行う看護補助者が対象となります。
雇用実態のない者（例：雇用契約を結んでいない家族等）は対象とはなりません。

Q 業務負担が軽減したかどうか、どのように判断（効果測定）するのか？

- A 医療業務補助者を配置することで期待される医師等負担の軽減について、
補助金交付申請時に記載いただき、実施報告書時にどのような効果が得られたかを
報告していただきます。

Q 医療業務補助者かどうか、何で判断するのか？

- A 補助金交付申請時提出する「医療業務補助者配置支援事業実施計画書（実施要領様式）」
や雇用契約書等で確認します。